

こちら 町長室

寄居町長
花輪利一郎



ブータンチャンピオンが来町

東京2020オリンピック・パラリンピックがいよいよ来年に迫ってきました。町では、ホストタウンとして、平成28年の協定締結以来、ブータン王国との交流事業を積極的に進めています。

この度、この交流事業にご協力いただいている為末大氏が代表を務める一般社団法人アスリートソサエティが「アジアから世界のスプリント選手を輩出する」ことを目指したプログラム“Asian Athletic Academy”を立ち上げました。

このプログラムの一環として、2月18日から3月3日までの間、ブータンをはじめ、ネパール、ラオス、スリランカの各国を代表する選手が日本に集い、トレーニングやコーチング等を受けました。

滞在期間中の2月21日、ブータンチャンピオンのタシ選手が町を訪問してくれました。タシ選手は、昨年、多くの皆さまのご協力をいただいたクラウドファンディングにより開催されたブータン初の陸上全国大会で、3冠(100m、走り幅跳び、400mリレー)を達成したブータンを代表する選手で、今回が3回目の来町となりました。



今回の訪問では、ブータン選手をサポートするため、昨年からの活動している「ブータンサポーター」の皆さんとタシ選手の交流も行われました。ブータンサポーターには約20人の方にご登録いただいております。町といたしましても、このような取り組みを続け、東京2020オリンピックでは、最大限のおもてなしで、町を挙げて選手をサポートできればと考えております。タシ選手には、トレーニングを重ね、オリンピックに出場していただきたいと強く願っております。今後も、町民の皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

お知らせ info 中心市街地活性化通信

ハード事業とソフト事業

平成30年3月に内閣総理大臣から認定を受けた「寄居町中心市街地活性化基本計画」には、道路・広場整備等のハード事業と、イベント・祭り等のソフト事業が盛り込まれています。商店街への波及効果や街なかの賑わい創出、創業希望者の発掘等を目的としたソフト事業として「寄って居ってまるちえ」を開催します。中心市街地の活性化に向け、これからもハード・ソフト両方の事業を進めていきます。

「Yoriiあらかわめっせ」による手作りイベント

「寄って居ってまるちえ」の企画を進めるに当たり、タウンマネージャーの上田さんを中心に、寄居若者会議、(株)まちづくり寄居、寄居町、寄居町商工会等の関係者が集まりました。「Yoriiあらかわめっせ」とは、この集まりに付けられた名称です。これは、長く町内各所で活躍されている方々が「寄居町をもっと盛り上げたい」という思いで、昭和62年に結成した「あらかわめっせYorii21」に由来しています。Yoriiあらかわめっせは、中心市街地活性化のために、若者とベテランが相互の長所を生かしながら、たくさんの方々に楽しんでいただける手作りイベントを開催していきます。



寄って居ってまるちえ

「まるちえ」は、フランス語で市場を意味するマルシェ(marche)からきています。買い物帰りやハイキング帰りの方等に、気軽に立ち寄りいただきたいという願いから「寄って居ってまるちえ」と名付けました。

▶日時/ 3月24日(日) 午前11時~午後3時

▶場所/ 武蔵野銀行寄居支店駐車場
(フォルテ寄居店敷地内、寄居925-2)

▶内容/ 飲食、体験、手芸品、お土産等に関する出店
※天候等によって内容が変更になる場合があります。

☎(株)まちづくり寄居(寄居町商工会内、☎581・2161)

☎商工観光課(☎581・2121内線201)

お知らせ info 町 第3子以降の学校給食費を補助しています！

町では多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食費を補助しています。



▶補助金限度額(年額)

小学1年生	4万3,280円
小学2年~6年生	4万4,000円
中学1年~2年生	5万5,000円
中学3年生	5万2,900円

※小学1年生と中学3年生の給食費の年額は、年度により変更となる場合があります。

▶申請手続等

①町立小・中学校に就学している児童・生徒
4月上旬に各学校から申請書が配布されますので、4月中旬までに該当する児童・生徒が就学する学校へ提出してください。

②町外の私立小・中学校等に就学している児童・生徒
申請書を学校給食センターへ提出してください。申請書は、学校給食センターと教育総務課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

※昨年度対象であった方も、年度ごとに申請する必要があります。

☎町立学校給食センター(☎581・2139)

▶対象

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

※次のいずれかに該当するときは対象になりません。

- ①学校給食費に未納がある
- ②国または地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている
- ③生活実態が認められない

ブータンをもっと身近に -学校給食でパクシャバ提供-

1月23日(水)の給食で、ブータンの家庭料理「パクシャバ」がメニューに登場しました。パクシャバは豚肉や大根、唐辛子などを煮込んだ料理ですが、給食用に辛さを抑えたものが提供されました。子どもたちにも大好評。「辛いのは苦手だけどこれはおいしく食べられた」「もっと辛くても大丈夫。本場のパクシャバも食べてみたいと思った」と話してくれ、ブータンを身近に感じてもらう絶好の機会となりました。



※写真は寄居小学校6年生